

平成 2 5 年舟形町議会
第 4 回臨時会々議録

舟形町議会

平成25年舟形町議会第4回臨時会々議録

招集年月日 平成25年6月28日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 6月28日 午後3時 議長宣言
応招議員

1番	佐藤 勇	6番	野尻 益夫
2番	奥山 謙三	7番	叶内 富夫
3番	斎藤 好彦	8番	八 欽 太
4番	佐藤 広幸	9番	加藤 憲彦
5番	大場 清之	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ
出席議員 応招議員と同じ
欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
会計管理者	矢作 めぐみ	地域整備課長	矢野 正
総務課長	高橋 剛	総務課財政管財班長	小野 芳喜
税務福祉課	高橋 明彦	教育 長	齊藤 渉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	有路 正文	教育委員会次長	伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第46号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事請負契約の締結について
2	議案第47号 マイクロバスの取得に係る物件購入契約の締結について
3	議案第48号 ロータリ除雪車の取得に係る物件購入契約の締結について
4	議案第49号 舟形町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について
5	議案第50号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出の議案の題目

No.	件 名
1	発議第9号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 奥山 謙三 6番 野尻 益夫

平成25年 6月28日 (金)
平成25年第4回臨時会第1日目
午後3時00分開議 欠席無し

議長： 只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から平成25年第4回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は（ここから始まる）会議規則第118条の規定により、議長が指名します。2番奥山謙三君、6番野尻益夫君の両名を指名します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮りします。

8番： 会期につきましては平成25年6月24日に開催されました議会運営委員会において今臨時会の会期は本日1日限りということになりましたので提案致します。

議長： お諮りします。本臨時会の会期は八畝議会運営委員長よりの提案の通り、本日1日限りとする事にご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は本日6月28日1日限りとする事に決定致しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 町長挨拶を受けます。

町長： それでは一言ご挨拶申し上げます。本日は平成25年第4回の舟形町議会臨時会を招集しました所、何かと非常にご多忙の所全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

梅雨の時期に入りましたが、連日好天が続きまして、雨も少なく空梅雨の気候となっているだけに畑にはまとまった雨が欲しい所であります。最上総合支庁の農業技術普及課の発表によりますと、稲作の生育は順調で計数は平年よりやや平年より多いということでもあります。また、いもち病、カメムシ対策として農道や畦畔、法面などの草刈を徹底する事がカメムシなどの発生率の低減につながるということでもありますので、土壌の適切な管理に努めていくよう、関係機関と協力し、周知を図って参りたいと思います。ニラ、ねぎなどの野菜の生育分については豪雪による融雪時期の遅れにも関わらず、順調に推移しているようであります。ニラの出荷については、6月上旬、中旬にかけて価格が低迷、100g20円というように推移しておりましたが、下旬に入り価格が上向き、100g30円の傾向にあり安堵している所があります。雨不足により収量が減少しておりますが、恵みの雨を期待したいと思います。

6月23日午前9時55分、役場に長沢駐在所から長沢地区の79歳の女性が行方不明となり、捜索の協力要請を受けました。早速加藤団長と協議をし、消防団員の協力を得て、長沢方面から福寿野方面までの広範囲に渡り捜索活動を行いました。三光堰の揚水を止め、翌朝から捜索活動を検討していた時に、午後5時23分頃福寿野地内で残念ながら遺体として発見されました。日曜日の最中であります。加藤団長以下捜索活動にあたって頂きました115名の消防団員の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げます。

第183通常国会が一昨日閉会致しました。参議院議員通常選挙が7月4日公示され、21日に投開票が実施される日程が確定しております。7月5日から開始されます期日前投票を始め、選挙事務は公正に執行される事を願っております。

さて、本日本会議にご提案申し上げます案件、庁舎耐震補強工事請負契約の締結について1件、マイクロバスなどの取得に関わる物品購入契約の締結について2件、職員の給与一般職の給与の臨時特例に関する条例の設定について1件、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について1件、以上5件を提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致もちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第5

議長： 日程第5 議案第46号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事請負契約の締結について議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは議案書の3頁をお開き願いたいと思います。

議案第46号 平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事について、次により請負契約を締結したいので議決を求めます。平成25年6月28日提出 舟形町長。

提案の理由でありますけれども、平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。始めに工事名でありますけれども、平成25年度社会資本整備総合交付金事業舟形町役場耐震補強工事。工事場所でありますけれども、山形県最上郡舟形町舟形263番地地内。契約の金額であります。1億2,524万4,000円。内消費税が596万4,000円あります。契約の方法でありますけれども、条件付一般競争入札で行っております。契約の相手方でありますけれども、山形県新庄市大字鳥越1821番地。丸充建設株式会社 代表取締役 佐藤雅紀。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

5番： この件に関してご質問致します。この入札金額が予定価格の何%にあたるのかをお願いしたいと思います。

総務課長： 予定価格が1億2,000万円でありましたので予定価格の99.4%であります。

5番： 今までも色々な話がありましたが、この工事の期間中、土日にはできるだけ、騒音が出るような工事を考えて、行政の支障のないようにこれからしたいという話がありましたが、ただ今閉校になった学校、また跡地がある訳です。逆に言えば、そういう小学校に一時的に工事中を利用するという方法が考えられなかったかなというように私なりに危惧している所です。工事の期間も1億円余の工事となれば、やはり相当の期間も要するでしょうし、そうした中で色々な事務系統、窓口をまず別にしても窓口だけは残さないといけないと思いますが、他の業務はそれだけの工事が逆に言えば、早まってできるのではないかなという考えが私なりに考えています。その辺の経過等も踏まえてよろしくをお願いします。

総務課長： 5番議員さんがちょっと申されましたように、特に学校、廃校になっておりますので、そういったお考えもあるのかなと思いますけれども、ただ内部ではそこまで検討は致しませんでした。ただ、音とかまた各課をプレハブのようなものを造りまして、各課毎に1ヶ月、2ヶ月位そこで業務をして貰って、順番に回転していくとそういった案があった訳でありましたけれども、そうしますと相当維持管理費が新たに金額が増額するという事となるべく仕事、平日は普通通り業務を行う訳でありますけれども、町民の皆さんに迷惑をかけないように致しますけれども、1日足りとも業務を停滞する事ができないということで今に至っていますが、土曜日とか日曜日とかまた音が非常に出る。支柱等の破壊工事でありますので、そういう大きい工事につきましては休日にやって頂くということでなるべく経費を削減したいということで、業務を続けながら、その中で2月末が工期であり、約半年以上かかる訳でありますけれども、その中で対応していくという形で今計画を練っている所であります。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第46号を採決します。議案第46号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第46号は原案の通り可決されました。

日程第6

議長： 日程第6 議案第47号 マイクロバスの取得に係る物件購入契約の締結について議題と致します。

総務課長： それでは議案書の4頁をお開き願いたいと思います。

議案第47号 マイクロバスの取得について、次により物件購入契約を締結したいので議決を求めます。平成25年6月28日提出 舟形町長。

提案の理由でありますけれども、マイクロバスの取得に係る物件購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。始めに取得物件名でありますけれども、マイクロバス1台。日野リエッセII GX 6速AT (ロングボデー29人乗り) であります。納入場所ですけれども、舟形町舟形地内、役場の指

定した場所であります。契約金額が647万3,450円、内消費税が30万5,000円となっております。下の方に非課税分とありますけれども、これは重量税でありますとか自動車賠償責任保険料とかそういった諸々の諸経費が68,450円となっております。契約の方法でありますけれども、指名競争入札による契約でありました。契約の相手方、山形県最上郡舟形町舟形273番地1。新庄もがみ農業協同組合 代表理事組合長 安食賢一。以上であります。

議長： それではここで地方自治法第117条の規定により、契約の相手方に関係する佐藤勇君、加藤憲彦君の除斥を求めます。暫時休憩致します。

議長： これより質疑に入ります。

4番： マイクロバスの購入に関しては、問題ないと思っておりますけれども、この予算はマイクロバスと町長車の両方買うということで上げた予算の中からの1台ではないのかなと思っております。そうだとしましたら、その町長車購入に関しては反対意見まで出た訳ですので、どういった推移が、同じ予算の中からという関連性を加味して頂いて、どういう推移現じているのかそういった点を質問したいと思います。

総務課長： 前回の議会の中でもご質問頂きましたけれども、予算の計上上1号車、町長車と今回のマイクロバス一緒に予算計上した訳ですけども、1号車におきましては既に契約を行いまして、そして納入済みで今運行をしております。議会の皆様からも高級車ではいけないと、なるべく普通車に近いものと言われまして、普通の皆さんが乗っているという語弊ありますけれども、本当に一般この辺を走っているような車にしております。また、色等についても一部ご指摘がありましたけれども、ちょっと実際は黒い色になってはいますけれども、正式に言いますと見えそうなちょっと違う色ですけども、非常に黒に近いような車になっておまして、5人乗りで本当にいろんな方々が乗っているような一般的な自動車を購入しまして、町長の公車として今使用をしております。

4番： 一つの予算の中から、マイクロバスと町長車を購入するという手法を取って、さらに議会の中で少し揉んだ案件ですから、このマイクロバスに関してはこういった形で出て、こういった業者が落札しているのか、そういった話は分かる訳ですけども、しかし町長車に関しては金額が低いからなのかどうか分からないのですけども、やはりそういった所の反対意見まで出た、そういった案件に対してのそちら側の当局側の説明と言うんですかね。そういったものがないというのは非常に残念であり、また少し何故そういう対応をするのかなと。これが反対討論まで行かなかったらいいですよ。行った案件だからこそ質問する訳です。そういった対応について少し対応の不備があるような気がするのですけどいかがでしょうか。

総務課長： 今の4番議員さんの方から、ご指摘ありましたけれども、町長車につきましては350、60万円だと思いましたが、例えば今回の議員の皆さんの議決を求めておりますけれども、予定価格に700万円以上の物件購入の場合となっておりますので、そういった意味でまず基準を満たさないということもありますので、敢えて議会の方に今回の議決を求める必要がないということがございます。そして、その予算の中で有効に活用するために、その差額でありますけれども、町の方で交通指導車がなかったものですから、非常に交通事故が、人身事故等も含めて町内で多発しているということもあまして、町長の方から指示がありまして、今回まだ納入しておりませんが、これも本当に普通車と同じような感じでありまして、交通安全指導車を常時運転しながら町内の安心、安全を確保していくということで、新たにその中で予算を都合付けながらそういった対応をしております。ですから、意図的に町長車を議会の方に議決を求めないというのは求める必要がないということでもありますので、ご理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。また詳細について、もし必要でありましたら後でご説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番： 質問無いようですので、この私の言いたいのは金額の件で、この議案書に載って来ないのは勿論分かります。しかし、議会の中であれだけ反対討論なり、賛成討論なりした訳ですから、その内容は例えば買った時点、或いは契約した時点で「あの案件についてはこういうものを買いましたよと、ペーパー1枚でもいい筈です。そういったお知らせがあって然るべきではないのですか。」という質問なんです。それに対して、議会に提出する必要がないから議員に知らせる必要はないんだという、その答弁がやはり前の議会ですら少し揉んだ事に対しての、その対応としては納得のいかないと言うんですかね。少し対応の不備があるのではないかということをお願いしている訳です。そういった所に関してとか、例えば議会で揉むとか揉まないとか、そういった事に対して、何も対応しようという意味では考えていない訳ですか。

総務課長： 私達あくまでも法律とか条例等に基づいてきちんと議会の方に上程しまして、そこで審議

をして頂いて、そして議決になった時は実行しておりますので、ただ今議員さんが言われましたようにもし全員協議会でありますとか、また議会運営委員会の方からそういった求めがありましたら、いつでも提出を、経過と言いますか、契約等も含めてご説明を申し上げたいと考えております。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第47号を採決致します。議案第47号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第47号は原案の通り可決されました。

議長： ここで佐藤勇君、加藤憲彦君の入場を許可致します。暫時休憩致します。

日程第7

議長： 日程第7 議案第48号 ロータリ除雪車の取得に係る物件購入契約の締結について議題と致します。提案理由の説明を求めます。

地域整備課長： ロータリ除雪車の取得について、次により物件購入契約を締結したいので議決を求めます。平成25年6月28日提出 舟形町長。

提案理由でございます。ロータリ除雪車の取得に係る物件購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。内容でございますけども、取得物件名 ロータリ除雪車1台。納入場所 舟形町舟形字木友地内。契約金額 3,307万5,000円、内消費税が157万5,000円であります。契約の方法 指名競争入札による契約でございます。契約の相手方 山形市大字十文字1128番地1。昭和建機株式会社 代表取締役 石川清。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第48号を採決します。議案第48号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第48号は原案の通り可決されました。

日程第8

議長： 日程第8 議案第49号 舟形町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは議案書の6頁をお開き願いたいと思います。議案第49号 舟形町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように制定する。平成25年6月28日提出 舟形町長。

提案の理由でありますけども、東日本大震災に対処する必要性等により施行された国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、国家公務員の人件費が削減されていることを踏まえ、国の要請により地方においても自治体に応じた人件費削減が求められていることから、一般職の職員の給与について特例的に減額するため、提案するものであります。

6頁でありますけども、給与等の特例とありますけども、その第1項、第2項の所にその職務の級が2級以下の職員、これ減額率でありますけども、100分の2.8、そこから第2項にその職務の級が3級から6級までの職員、100分の4.5とありますけども、これが今回7月から3月までの期間でありますけども、給与の支給の減額率であります。舟形町の職員現在77名一般職いますけども、1級、2級の職員8名おります。3級から6級の職員が69名、合わせて77名となっております。1級、2級の削減率でありますけれども、2.8%。これは舟形町のラスパイレスが国で定めた平成25年度の対応でございますけれども、国の方で7.8%削減致しましたので、それぞれ市町村がその分ラスパイレスも上がる訳でございますけれども、舟形の場合ですと104.7になっています。国の指導で100にしなさいと100を超えないようにしなさいという、そういった指導でありますので、それを今回1級から2級が2.8%、3級から6級が4.5%、平均しますと4.32%の削減になる訳でありますけども、それを実施しますと100は若干下回りまして、ラスパイレスが99.97程度になる予定であります。それから減額した訳でありますけども、今回給与となりますと7月の給与から適用される訳でありまして、1級から2級の職員が大体40万5,000円の削減となります。こ

これは単純に一人当たりになりますと、7月から3月で一人当たり50,000円の削減となります。それから、3級から6級でありますけども4.5%削減でありますので、7月から3月まで全体で1,077万円の削減になりまして、一人当たり計算してみますと大体15万6,000円程度の削減になります。77名全体で削減率が4.32%になりますので、7月から3月まで全体で1,117万5,000円となります。平均しますと、14万7,000円となります。そして、第2条から下の方にはずっとありますけども、7月から3月までそれぞれ2.8%、4.5%と給与が削減になりますので、例えば1時間当たりの時間外手当の給与が違ったりとか、また育児休暇とか、また諸々のものに影響しますので、そういった関連する条項をここに載せさせて頂いております。そして、附則でありますけども、この条例は、平成25年7月1日から施行する。以上であります。

議長： これより質疑に入ります。

3番： 今回のこの削減の提案でございますが、職員の労働組合との合意は得られたのでしょうか。私の口から申し上げるまでもなく、賃金等の労働条件の変更につきましては労使双方の合意が必要であると考えますが、その辺りどうなっているのかお伺いします。

総務課長： 今同意が得られたかということでもありますけども、町長の方とこの削減について直近に3回程連続して交渉を行った訳でありますけども、同意は得られてはおりませんけども、町長の思いと言いますか、例えば予算にしましても震災等に充てられる訳でありますし、また国等の財政的な面はございますので、決して国、各市町村も相当数の自治体が削減していますので、そういった他町村等の状況見ながら町長の方でも組合の皆さんと真摯にお話をしまして、信頼関係の中で町長の意向、また当然組合の方から斎藤議員さんがおっしゃられますように削減はしないで頂きたいという、そういった要望があった訳でありますけども、町長の方から苦渋の選択として今回提案させて頂いたということをご理解して頂きたいなと思っております。

3番： 先程申し上げました前提がそう思っております。労使双方が合意しなければこういうものはやってはいけなと、前民間の企業にいた者ですからそう考えております。押し切ってこういう事をやるということは、職員の労働意欲が低下するのではないかと考えております。その辺り元職員としての町長の考えをお伺いします。

町長： この問題については、やっぱり地方交付税というものが物凄く全国的に削減なりまして、これらに対応するためどうするかとなりますけども、ご提案申し上げますこの震災復興財源というものの大きなものがある訳です。2年間国の方で7.8%削減して、これを地方の方にもお願いするという事になった訳でありますけども、皆さんご承知の通り交付税というのはそれぞれの市町村、舟形町の場合ですと歳入の約50%これを占めるのが交付税であります。これが削られるということは何もできない訳でありますけども、東日本大震災の復興財源という大きな枠組みの中で、やはり同じ東北の市町村としてこれに協力するという事はやっぱり当然だと思っております。そういうものを組合の皆さんにも職員の皆さんにもお願いをして、ご協力をお願いするという立場でありますので、組合なり職員には当然異論がある訳でありますので、それを曲げて一つご理解をお願いしたい。

これから労働条件なり或いは給与の体系についても少し話し合いを持って参ります。当然舟形町の場合でも行政改革というものを数年やって来ましたので、職員の思いというものも踏まえながらも震災復興財源というものに、やはり同じ東北として協力していこうというものが大きな前提であるということで、苦渋の選択として職員の皆さんからもご理解とご協力をお願い申し上げたということです。

8番： 今話の中で大前提と言いますか。東日本の災害に対処する復興のためにという話が出ております。町長の話で交付税が削減されたということもあるようですが、この提案理由を見ますと下段の方には国の要請により地方においても自治体に応じた人件費の削減を求められるということがありますが、この交付税削減においてもいわゆるこれだけの文書があるということは国の方から、復興に回すために人件費を削れという話と言いますか、そういう部分というのははっきりした文があるのですか。

町長： この給与削減の基本的な考えということで来ております。

趣旨、日本再生のために防災、減災事業に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化等、課題に迅速に対応しなければならないという基本的な考えがありまして、先程総務課長が言った通りに給与の減額というものは平均7.8%、国の方で実施しているということでありまして、然らば地方の具体的な取り組みというものが先程課長が言った通りに国の出すラスパイレス指数との差、差部分について引き下げる部分がありますので、今回舟形町は4.7%が多いというものを踏まえて、計算した所が実質は4.32%になった

ということであります。この趣旨というものを踏まえての今回の減額、国の要請でありますけども、先程言った通りに国の要請をやはり受けざるを得なかったと私としては捉えております。

8番： 復興予算の使い道について今までも色々和不適切と言いますか、そういう場面がマスコミ等でも報道されております。そんな中でこの今回9ヶ月で1,300万円某の人件費削減、生活をしている者から見れば給与減額というのは大変な事だと思います。そんな中で、ある程度そういう国の復興予算の使い道もきちんと示すということを指摘すべきではないかと思うのですが、町としてもその辺の要請と言いますか、そういう事というのは取っているのかお伺いします。

町長： 今八ヶ岳議員からお話があった通りに目的の使途というもの、今回も原発の方にも100億円とか色々ありましたけども、毎月のように復興予算の使い道が論議されていますけども、決まった以上はやはり使途というものは復興財源に充てるというのが一番正論ではないかと思えます。やっぱり山形県の市町村会でも機会ある毎に復興予算、同じ東北の仲間としてそこに使途を持っていくのは当然の事であり、予算というものは目的があって予算計上する訳でありますので、それを他のものに流用するのは如何なものかと私も思いますし、このような事がないように町村会を通じながら、国の方に運動、活動して参りたいと思えます。

3番： ちょっと視点を変えまして、書き物によりますとこの今回の給与削減によりまして、様々な影響が及ぼすということで、経済的な影響ということで山形県で175程度の影響が出るという試算をしている書き物がございまして、本町としてこれだけの1,100万円の削減をする上で、これだけの経済的な影響があるのか、何か試算していれば教えて頂きたいと思えます。

総務課長： 先程減額した時の数値をお示ししましたけども、大体平均しますと14万5,000円程度になる訳ですけども、当然地域での荒廃でありますとか、いろんな所で影響が出ないのではないかと思いますけども、具体的にどういった試算すればよろしいか、そういった資料が手元にございませんですけども、地域の経済に及ぼす影響は多少なりともあると理解しております。

3番： 総務課長そういうお考えであれば尚更の事、その4.7の数字に拘るのではなくて、そういう総合的な大きな目で見て、様々な影響が出る場面と先程申し上げました削減する事によって職員の労働意欲が低下する場面、そういう辺りを総合的な判断で、双方合意の上でやるのであればいいと思えますけども、7月1日からということで慌てて臨時議会まで開いて押し切ってしまうというのはいかがなものかと思えますけども、もう一度お伺いします。

総務課長： 先程町長の方からも話ありましたけども、組合の方とも真摯に今回話をしましたけども、やっぱり立場が違うということもありますし、そういった意味で必ずしも組合の皆さんの意向を全て汲み取ってということはできなかったかと思えますけども、組合の方からも非常に厳しい要望意見等も出ましたし、それを受けて町長の方でも町政を預かる町長としての立場もございまして、そういった事も正直に話し合いをした経過があります。合意と言われますとこれはなかなか難しい面があるのかなと思えますけども、町長から交渉の中で色々これから職員の改善するものは改善していくと。正すものは正していく。そういった話も組合の皆さんとしておりますので、今回は地方交付税が4,000億円、当初予算で町長の説明もありましたけども、5,000万円削減しているということがありますので、その分を町民のサービスの低下をさせる事はできないということですので、やっぱり職員の皆さんにも斎藤議員さんの言われる事は最もだと思いますけども、ここは国の指導に、または他町村の動向を見ながら、対応していくのが筋だと思いますので、どうぞご提案の趣旨のご理解をよろしくお願ひしたいと思えます。

議長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第49号を採決します。議案第49号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第49号は原案の通り可決されました。

ここで皆さん方にお諮りを致します。会議をこれから1時間延長したいと思えますが、いかがですか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めまして1時間延長させていただきます。

日程第9

議長： 日程第9 議案第50号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長： それでは議案書の8頁をお開き願いたいと思います。議案第50号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成25年6月28日提出 舟形町長。提案の理由でありますけれども、東日本大震災に対処する必要性等により施行された国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、国家公務員の人件費が削減されていることを踏まえ、国の要請により地方においても自治体に応じた人件費削減が求められていることから、町長等の特別職の給与について特例的に減額するため、提案するものであります。

貸借対照表を見て頂きたいと思います。左側の方が新でありまして右の方が旧になっておりますけれども、新旧対照表を見て頂きたいと思います。中程の線が引かれてありますけれども、旧であります町長にあっては100分の30の減額とありますけれども、新の方で100分の30を5%加算致しまして、100分の35、副町長におきましては100分の15を5%加算致しまして100分の20に、そして教育長の給与の特例としまして第2条ありますけれども、100分の10を同じように5%加算致しまして100分の15を給与の削減をするという提案であります。

これにつきましては、町長は既に30%削減しておりまして、新たに今回5%の削減を致しますので、新たに削減する分が7月から3月までの9ヶ月間で新たに削減36万9,000円の減額となる予定であります。副町長は今の所不在ですので、割愛させて頂きまして、教育長が今10%削減しておりますけれども、今回更に5%削減率を加えますので、これも9ヶ月間で新たに25万2,000円、町長と特別職2人合わせまして、7月から3月まで62万1,000円の減額となる予定であります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長： これより質疑に入ります。ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。それではここで議案第50号を原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願ひます。挙手多数です。よって議案第50号は原案の通り可決されました。

それではここで追加日程がありますので10分間だけ休憩させて頂きます。(15:50)

議長： それでは休憩前に復しこれから会議を再開を致します。(16:01)

只今八鍬太議員他3名から発議第9号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定の件が提出されました。

お諮りします。発議第9号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定の件は緊急を要する事件と認め日程に追加し追加日程第1として審議する事にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。

それでは発議第9号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定の件は緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として審議する事に決定しました。

追加日程第1

議長： 追加日程第1 発議第9号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定について議題とします。本件について八鍬議会運営委員長より趣旨説明を求めます。

議会運営委員長： 発議第9号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び舟形町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。平成25年6月28日。提出者 舟形町議会議員 八鍬太。賛成者 舟形町議会議員 大場清之、同上 叶内富夫、同上 野尻益夫。舟形町議会議長 信夫正雄様。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定について。議会の議員の報酬の特例に関する条例を次のように制定する。議会の議員の報酬の特例に関する条例(議会の議員の報酬の特例)第1条 議会の議員の報酬は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に係るものに限り、舟形町特別職の職員の給与に関する条例(昭和48年7月条例第16号。以下「特別職給与条例」という。)第8条の規定にかかわらず、その者に係る特別職給与条例別表第3に掲げる報酬額から、100分の5を乗じて得た額(その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の計算

の基礎となる報酬の月額、同表に掲げる額とする。附則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

提案理由 東日本大震災に対処する必要性等により施行された国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）により、国家公務員の人件費が削減されていることを踏まえ、国の要請により地方においても自治体に応じた人件費削減が求められていることから、町財政の状況等を勘案し、議会の議員の報酬について、特例的に減額するため提案するものであります。以上です。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから発議第9号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定について採決致します。発議第9号に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第9号は原案の通り可決されました。

町長よりお礼の申し出がありますのでお受けします。

町長： それでは一言ご挨拶申し上げます。今日の臨時議会、昨日の請負契約を経て、今日の招集ということで非常に3日前の議案配布というものが損なわれた訳であります、改めてご出席賜りましてありがとうございます。

今日提案した内容の中で当然人件費の削減が大きな条件でありましたけれども、先程申し上げました通り、国の地方交付税というものは地方の自主性、或いは自立性を重んじる大きな財源でありますけれども、これを要にして今回国と同様をお願いしたいというものでありますけれども、先程も言った通りに、国に並んで地方では非常に行政改革、或いは定員管理、人件費の削減、これを積み重ねて来た訳です。特に、舟形町の場合はここ3年、4年定数の不補充ということで、職員の皆さん大変苦勞しております。毎日のように新しい法律、新しい政治が舞い込んで参りますけれども、それに対応するために職員頑張っているということ踏まえながらも、しかしながら先程言った通りに震災復興財源、或いは同じ東北の自治体として市町村として、これに協力をしていくというもの大きな大前提だろうと思っています。

従いまして、今回これまで人事院勧告の立場で職員の給料が上がった経緯もありますけれども、下がる時は当然特別職も下がるということは私の持論であります。今回、特別職の議会の皆さんもそれに賛同して頂きました事を本当に心から厚く御礼申し上げます。これから、削減の内容につきまして住民サービスも怠る事なく、或いは町の財政というものも全体的な見地の中で財政の効率性というものも踏まえながら執行していきたいと思っておりますので、改めて皆さんに感謝申し上げますながら、御礼申し上げます。ありがとうございました。

議長： これで本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。平成25年第4回臨時会を閉会致します。（16:09）

慎重審議ご苦勞様でした。